

# I. 包括外部監査の概要

## 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

## 2. 選定した特定の事件

### (1) 監査のテーマ

県が設置している基金の管理と運用について

### (2) テーマの選定理由

県が設置している財政調整のための主要基金、特定目的基金及び定額運用基金について、その管理・運用・取崩し等が法令・規則・規程等に照らして適切に行われているかについて検証する。

福島県は、平成 23 年 3 月末現在で総額 1,621 億円、45 の基金を保有している。平成 22 年度の県の普通会計の予算規模が 9,000 億円であり、基金はその 18%程度の金額を有していることから、福島県の財政における重要性は高いものである。また、平成 18 年 3 月に公表され、平成 20 年 10 月に改訂された県の財政構造改革プログラムにおいても、歳入確保の 1 項目として、基金の更なる有効活用について言及されている。すなわち、「設置目的の見直しによる基金充当範囲の拡大や統廃合、運用益の一般財源使用可能額への計上等による更なる活用を図る」とされている。

このような状況から、県が設置している基金に関して、合規性・経済性・効率性・有効性の観点から検証することは、今後の適正な行財政運営に資するものとするため、特定の事件として選定した。

### (3) 監査の範囲

県が設置している基金のうち、総務部、企画調整部、商工労働部、教育庁（以上、基金管理権者）が管理・所管しており、平成 22 年度末に残高を有する基金を対象とする。また、これらの基金に属する現金の出納及び保管の事務を所管する出納局も監査の対象とする。

今年度の包括外部監査の実施に当たっては、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故に係る災害復旧等の対応状況を踏まえて、対象とする基金の範囲を限定したものである。

なお、今回の監査の対象とした基金は 19 基金、1,209 億円であり、以下のとお

り平成23年3月31日現在の県の基金残高に対する割合は、件数で42.2%、金額で74.6%である。

区 分	平成23年3月31日残高			
	件 数	比率 (%)	金 額(千円)	比率 (%)
監査対象基金	19	42.2	120,940,300	74.6
その他の基金	26	57.8	41,205,442	25.4
計	45	100.0	162,145,742	100.0

(注) 平成23年4月1日に基金設置条例が廃止され、平成22年度末残高を有さない「中山間地域等直接払交付金基金」は、件数から除外した。

### 3. 外部監査の対象期間

原則として、県が設置している基金のうち、総務部、企画調整部、商工労働部、教育庁（以上、基金管理権者）が管理・所管する平成23年3月31日現在に残高を有する基金について、平成22年度中の増減及び残高を対象とした。ただし、必要に応じて過年度まで遡及しての調査や、平成23年度増減についての調査を行った。

### 4. 外部監査の実施期間

平成23年8月から平成24年3月まで

### 5. 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公 認 会 計 士	鈴 木 和 郎
同 補 助 者	公 認 会 計 士	佐 藤 成
同 補 助 者	公 認 会 計 士	富 樫 健 一
同 補 助 者	公 認 会 計 士	高 久 健 一
同 補 助 者	公認会計士試験合格者	鈴 木 康 将
同 補 助 者	公認会計士試験合格者	齋 藤 健
同 補 助 者	公認会計士試験合格者	松 田 卓 也
同 補 助 者	公認会計士試験合格者	小 林 由 佳
同 補 助 者	公認会計士試験合格者	今 野 剛 嗣

## 6. 外部監査の方法

### (1) 監査の要点

- ① 基金の趣旨・積立て・保管・運用・取崩し等は、法令・規則・規程等に従って適正に執行されているか。
- ② 資金運用先の信用リスク等が適切に評価されているか、また、回収懸念のあるものはないか。
- ③ 非効率な資金運用が行われていることはないか。
- ④ 基金の運用益及び関連経費等の取引は、規則・規程等に従って適正に記録・保存されているか。
- ⑤ 基金の規模は適正であり、廃止や見直しの必要はないか。

### (2) 主な監査手続

- ① 関係法令、条例、規則等を入手し、法規準拠性を確かめる。
- ② 担当する部局等の担当者からのヒアリングを実施する。
- ③ 関係書類を閲覧、分析、照合する。

## 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。